2. コンプライアンス確保

(1) 取組方針

〇コンプライアンス(法令、各種規程等を遵守するとともに社会的規範に従うこと)確保のため、問題 事案を把握してこれに的確に対応するための体制を整備する。

【社会保険庁における取組】

<課題>

【日本年金機構における取組】

●法令違反通報制度

〇職員の職務上の法令違反行為 に関して、職員から及び職員 以外の者から通報を受け付け る内部及び外部(弁護士)の 窓口を設置。

●法令遵守委員会

〇通報事案への対応(調査・審議)を中心に行う「社会保険 庁法令遵守委員会」を設置。 (委員長:長官 外部弁護士も委員として参画)

- 通報窓口以外から の情報把握
- ・迅速に対応できる調査体制の整備
- ・再発防止・改善 方策中心の運営 への改善

●コンプライアンス問題事案の把握

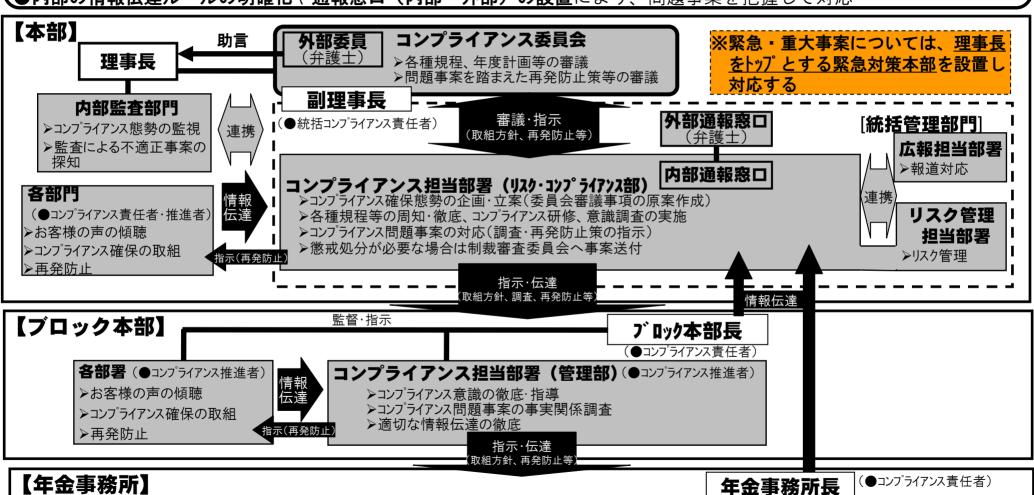
- 〇職員の職務上の法令違反行為に関して、**職員から**及び**職員以 外の者から**通報を受け付ける**内部**及び**外部(弁護士)**の窓口 を設置。
- ○情報伝達ルールの明確化により、事件・事故・事務処理誤り 報告やお客様からの苦情(電話、メール、手紙等)等からコ ンプライアンス問題事案を把握し、通報事案と同様に対応。

●コンプライアンス問題事案への対応

- ○通報事案を含むコンプライアンス問題事案については、**統括コンプライアンス責任者である副理事長の下で「リスク・コンプライアンス部」において迅速に対応**(事実関係の調査、再発防止策の指示)。
- 〇コンプライアンス委員会(委員長:副理事長 外部弁護士も委員として参画)は、問題事案の事実関係と再発防止策の措置状況等について報告を受け、審議。また、コンプライアンス確保のための改善方策等を組織横断的に審議。

(2) コンプライアンス確保の仕組み

- ●各種方針等について組織横断的に審議を行う**「コンプライアンス委員会」**を設置
- ●企画・立案・推進業務、問題事案への対応等を担う**コンプライアンス担当部署(リスク・コンプライアンス部)**を、業務部門を直接担当しない副理事長の下に設置
- ●副理事長は、重要事案について、**理事長への情報伝達を適時適切に行う**とともに、必要に応じて**理事長の指示**を求める
- ●外部の弁護士が、コンプライアンス委員会に参画するとともに、直接理事長に助言
- ●各組織において、**コンプライアンス責任者**の管理・監督の下、**コンプライアンス推進者**が取組を実践する態勢を整備
- **【●内部の情報伝達ルールの明確化や通報窓口(内部・外部)の設置**により、問題事案を把握して対応



<u>-4-</u>

各部署

(●コンプライアンス推進者)

▶お客様の声の傾聴 コンプライアンス確保の取組

監督·指示

再発防止

(3) 具体的な取組内容

- ○コンプライアンス規程(取組の指針)やコンプライアンス・プログラム(年度計画)に基づき、コンプライアンス確保のための体制整備や未然防止のための研修等を実施。コンプライアンス委員会において、これらについて組織横断的に審議を行い、継続的に改善を図る。
- ○コンプライアンス問題事案については、副理事長(統括コンプライアンス責任者)の指示の下、リスク・コンプライアンス部において一元的に把握し、迅速に対応。また、コンプライアンス委員会においてその対応を確実にフォロー。
- 〇副理事長は、重要事案について、**理事長への情報伝達を適時適切に行う**とともに、必要に応じて**理事長の指示**を求める。
- ○外部の弁護士が、コンプライアンス委員会に参画するとともに、直接理事長に助言。

■コンプライアンス問題事案への対応の流れ

①問題事案の把握

リスク・コンプ ライアンス部において 一元的に把握

- ○コンプライアンス責任者からの 報告
- ○法令違反通報 (内部・外部)
- ○通報以外の什組み
- ・事件・事故・事務処理 誤り報告
- ・お客様からの苦情
- ・監査

等

②事実関係の調査・ 再発防止策の指示

副理事長の指示の下、リスク・ コンプライアンス部において事実関 係の調査を行い、関係部門 に再発防止策を指示

- ○本部(リスク・コンプライアンス部) 及びブロック本部の調査 担当職員により、調査を 実施。
- ○弁護士(コンプライアンス委員会 外部委員、外部窓口弁護 士等)に適宜相談。

<u>③コンプライアンス委員会</u> における審議

コンプライアンス委員会において、 再発防止策等の適正性・有 効性について審議し、関係 部門に更なる指示

- ○委員会は、約2か月毎に 開催。
- ○リスク・コンプ^{*} ライアンス部は、委員会に、問題事案の事実関係と再発防止策の措置状況について報告。委員会の審議結果を踏まえ、関係部門に更なる指示。

④事後のフォロー

副理事長の指示の下、リスク・コンプ・ライアンス部において事後処理を行い、対応を進 歩管理

- ○関係者の処分 (制裁審査委員会への 事案送付)
- ○通報者への通知
- ○指示への対応状況につ いて、リスク・コンプライアンス部 において、進捗管理。

※なお、緊急・重大事案については、理事長をトップとする緊急対策本部を設置し対応。

